

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会報告
「今後の工場立地法のあり方について(案)」に関する意見の募集について

分類	頁	意見概要	意見に対する回答
工業 集合 地特 例	P.6	「工業集合地特例」 工業集合地特例については、隣接地から緑地整備を行うのは当然のことだが、その整備が終了後、集合地内の土地で整備された緑地であっても、カウント出来るようにすべきではないか。	本報告書において、工業集合地については、周辺地域の生活環境との調和に資する場合は緑地として認めることとしている。
緑地	P.8	「屋上緑化」 多くの生産施設では、内部の製造施設にコストをかけ、それらを覆う屋根等の建築物は低コストで建設することが事業者にとっての本音である。そのため現在使われている屋根は折半屋根等の金属屋根であり、耐荷重との関係で緑化空間とはしづらかった。こうした折半屋根のような屋根であっても、セダム系の地衣類を利用した緑化であれば、緑化は可能であり、法の趣旨や改正の趣旨から見て限定する条件を付与することは必要であろうが、是非これを緑地として認めてほしい。	セダムの緑化については、委員会での委員の発言にあるように重複緑地として認めることに否定的見解が見られた。他方、セダムによる緑化を緑地として認めるとの意見はなかったため、環境施設以外の緑地として認めることは困難である。
環境 施設	P.9	「環境施設の定義の拡大」 昨今の排出規制基準の追加等、公害防止にかかる法規制は順次強化されつつあり、これに対して公害設備の更新及び増設が必要になる場合が想定され、工場立地法以前に建設された製鉄所では環境施設面積率が厳しく対応が困難になる可能性があるため、将来的には公害防止設備を環境施設に含めるなどの規制緩和をお願いしたい。	工場立地法で定める修景施設や体育館などの環境施設は、周辺地域の生活環境との調和を保つことを目的としており、ご指摘の公害防止施設については、自らの工場における排出物を処理し、生産工程の一部をなしている設備であり、周辺生活環境との調和に資するものではないため環境施設とは認められない。
環境 施設	P.9	「環境施設の定義の拡大」 太陽光発電施設など、環境に配慮した新しい取組について、緑地や環境施設として計上できることとする。	工場立地法で定める修景施設や体育館などの環境施設は、周辺地域の生活環境との調和を保つことを目的としており、太陽光発電設備は用役施設として生産工程に組み込まれることも考えられる設備であり、周辺生活環境との調和に資するものではないため環境施設とは認められない。
緑地 面積 率	P.9	「緑地面積率の緩和」 市街化調整区域等に隣接して立地する工場等の緑地比率は法の精神からいっても緩和することは問題ないと考えられます。現行比率20%以上から10%以上への緩和が望ましいと思います。	緑地面積率については、ご指摘のように、地域によって20%を満たさなくとも工場の周辺生活環境の調和が達せられることも考えられる一方、20%を満たすことが必要な地域もあり、地域の実情によって適切な緑地面積率は異なる。このため本法第4条の2において、都道府県が条例で地域準則を定め、緑地面積率を認定することを可能としている。更に、本報告書においては、都道府県が設定できる面積率の幅を20%の上下10%に広げ、都道府県が地域の特性に応じて柔軟かつ積極的に緑地面積率を設定できるよう提言しているところ
生産 施設	P.10	「生産施設面積率規制の廃止」 工場のリニューアルや増強を支援するため、生産施設面積率に対する規制を直ちに廃止する。構造改革特区で生産施設面積規制を廃止した場合の問題点検討をすぐにでも着手して欲しい。	生産施設面積率規制は、生産施設の敷地面積に対する割合を定め、工場からの公害物質の排出等の環境負荷を減少させることを目的としており、業種や工場規模が同一であれば公害物質の排出量は同じで、地域による差違が認められない。従って、ご指摘のような特定の地域に限った生産施設面積率規制の撤廃は、当該地域の公害物質の排出量を増加させる可能性が高いため、対応は困難である。なお、規制の撤廃については、本報告書で言及した業種毎に決められている生産施設面積率の見直しによる公害物質の排出量の動向、今後の公害防止技術の進展、各工場の公害防止設備などの導入状況を踏まえ、将来的に全国的な見直しを行う必要があると考えられる。

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会報告
「今後の工場立地法のあり方について(案)」に関する意見の募集について

分類	頁	意見概要	意見に対する回答
緑地面積率		<p>「飛び緑地」 工場等の効率的活用に資する緑化率等の緩和と 地域内の緑化率の向上を両立させるための論点があってもいいのではないかと。例えば、公共エリアの緑化等への貢献度に応じて、自ら工場の緑化率カウントにするなど</p>	<p>工場の周辺生活環境との調和を図るために、外部環境と工場を空間的に遮断すべく、敷地内の周辺部に百分の十五以上の緑地を配置することを定めている(工場立地に関する準則第4条)。また、敷地外に例外的に整備することを認めている緑地についても、この観点から隣接性のある緑地のみを認めている。従って、ご指摘の「公共エリアの緑化等への貢献度に応じて、自ら工場の緑化率カウントにすること」はこうした空間的遮断が期待できないため、対応は困難である。</p>
緑地		<p>「飛び緑地」 市域全域の土地利用が進み、都市化した自治体によっては、特に工業専用地域に所在する事業所が、同一自治体内の住居等地域において、緑地を設定した場合、「飛び緑地」として工場の緑地面積に算入することを検討していただきたい。</p>	<p>工場の周辺生活環境との調和を図るために、外部環境と工場を空間的に遮断すべく、敷地内の周辺部に百分の十五以上の緑地を配置することを定めている(工場立地に関する準則第4条)。また、敷地外に例外的に整備することを認めている緑地についても、この観点から隣接性のある緑地のみを認めている。従って、ご指摘の「飛び緑地」はこうした空間的遮断が期待できないため、対応は困難である。</p>
緑地		<p>「緑地の定義の拡大」 「池沼などの水面は、景観や生物の生息等高い効果が期待できるが、5%以上は算入されず、緑地とは認められない」「低木又は芝その他の地被植物(除草などの手入れがなされているものに限る)」の定義について等、緑地の定義に対するものであり、工場緑地の定義を都市緑地保全法の緑地の定義に沿ったものに拡大するとともに、地域準則の中に面積率だけでなく、樹種・緑地配慮・順応的管理などの要件を盛り込むといった見直しが必要である。</p>	<p>都市緑地保全法は、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている一方、工場立地法は、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。工場立地に関する準則については、工場立地の適正な実施を図るため公表しているものであり、工場緑地の定義を都市緑地保全法の緑地の定義に沿ったものに拡大すること、地域準則の中に樹種選定・緑地配慮・順応的管理などの要件を盛り込むことについては、法目的と異にし、適切ではない。しかしながら、ご指摘の樹種選定・緑地配慮・順応的管理については、「工場立地法解説」にて工場緑化の計画から管理の指針を記載し、周知しているところである。</p>
緑地		<p>「緑地の効果」 緑地の整備は、生物の多様性の確保と自然の再生の観点から取り組むべきである旨を、工場立地法にもとづく緑地整備の基本姿勢として明確に提言すること。自然との共存に向けた取り組みの一環として、工場立地法にもとづく緑地の整備にあたっては、地域在来の植物の利用を原則とすべきことを、同法施行規則又は同法運用にあたっての技術的助言、例規集において示すことに繋がるよう、「今後の工場立地法のあり方」の中において言及すること。</p>	<p>工場立地法は、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としており、生物の多様性の確保と自然の再生の観点から緑地の整備に取り組むことを直接的な目的とはしていない。従って、自然との共存に向けた取り組みの一環として、地域在来の植物の利用を原則とすることは適切ではない。しかしながら、地域在来の植物の利用等の地域の特性に応じた緑地整備については、「工場立地法解説」にて記載し、周知しているところである。</p>
地域準則		<p>「地域準則の条例制定権限の移譲」 地域の実情に合わせた地域準則の導入を進めるため、基礎的自治体に権限が移譲されることが望ましいと考えるが、段階的には一定の専門的知識、技術を備えた組織を有する中核市及び特例市に、地域準則を定める条例制定の権限を移譲していただきたい。</p>	<p>ご指摘の地域準則の設定を含め、本法の事務は全て都道府県が処理する自治事務となっている。自治事務については、地方自治法において「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。」と規定している。従って、当該事務の執行については、現状でも、都道府県が各地域の実態を踏まえ、市町村に条例制定権限を委任することが可能である。</p>

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会報告
「今後の工場立地法のあり方について(案)」に関する意見の募集について

分類	頁	意見概要	意見に対する回答
工業団地特例		「工業団地特例」 49年以前に整備された団地も含め全ての工業団地について、「工業団地特例」として届出ができるよう改める。	本法第4条第1項第3号にいう工業団地とは、地方公共団体、公団、事業団、地方開発公社、第3セクター、民間デベロッパー、立地予定企業の組合などにより主として工場を設置させる目的で先行的につくられる、いわゆる先行造成工業団地をいい、昭和49年以前に整備された団地でも、この定義に合致すれば「届出」ができる。
工業団地特例		「工業団地特例」 工業団地特例について、工業団地の造成と一体的に計画されて設置される土地に限られるため、造成時からの計画ではなく結果として緑地などが整備される緑地についても認めて欲しい。	本法における緑地は、あくまでも工場敷地内で工場と外部環境との遮断等を念頭において整備されることが原則である。ただし、工業団地には複数の工場が立地するという特性があり、個々の工場の敷地内に緑地等を整備する方が、工場の周辺生活環境との調和に効果的であることから工業団地特例が認められている。従って、工場の周辺生活環境との調和の効果を目的として計画的に整備されていない緑地が、結果として整備されているだけでは、工業団地特例の適用は困難である。
既存工場		「既存工場の建て替え」 前回の規制緩和で導入された「老朽化工場の建て替えに対する配慮に関する規定(準則備考関係)」を変更し、ビルド面積がスクラップ面積を超えない限り、緑地の新設を要しないこととする。スクラップ面積を超えるビルド面積については、従来通り準則計算に基づき緑地設置義務を課す。ただし、企業の置かれている状況によって緑地整備できない場合、緑地面積が一定量改善(1/2)されれば、建て替え可能とする。	現行制度下において、ビルド面積がスクラップ面積を超えない場合で、緑地の整備に最大限の努力をして緑地面積が一定量改善される等の要件に合致すれば、老朽化工場の建て替えを可能としている。これは、老朽化工場の建て替えと周辺生活環境との調和を図ることを目的としている。ご指摘のビルド面積がスクラップ面積を超えない場合に緑地の新設を要しないことについては、老朽化工場の建て替えは進むものの周辺生活環境との調和を図ることができないと考えられる。またスクラップ面積を超えるビルド面積について、緑地面積が一定量(1/2)改善することにより、建て替えを可能とすることは、工場操業当初から緑地整備を行う新設工場と比較して、著しく不公平であるため、認めることは困難である。
既存工場		「既存工場の建て替え」 既存工場の中で生産施設面積率を上回る工場については、スクラップ&ビルドする生産施設面積に増減がない、またはビルド面積がスクラップ面積より少ない場合には特例として建て替えができることとする。	既存工場が建て替えを行う場合、工場立地に関する準則の備考において、生産施設の面積率を算定する際、新設工場と比較して有利な計算式を適用しており、増設も可能となっている。
緑地評価		「緑地評価の必要性和表彰制度の見直し」 環境マネジメントシステムを推進し、外部から評価する格付けシステムの方が、企業が工場緑地に投資する意味を見出しやすいと考えられる	経済産業省では、表彰工場緑化の一層の推進を図ることを目的として、工場内外の環境向上に顕著な功績のあった工場等について昭和五七年度より緑化優良工場等経済産業大臣表彰を実施している。本受賞制度においては、緑地などの割合、配置、内容、維持管理状況などを総合的に有識者を含めた緑化優良工場等選考委員会にて、評価しているところである。また、評価制度についても本委員会において、毎年見直しを行っているところであり、今後より一層の工場緑化を図るべく表彰制度を見直していきたい。